

檢地之事

- ① 一 歩竿の長さ壹丈貳尺貳歩也、壹尺づゝに目をもるべし、又其近邊の御代官の竿の長さを寫し用可^レ然歟。
- ② 一 竿の持やうは我立たけのあての高さに竿をとるべし、打やうはひぢを脇に付て不^レ動して、腕さき斗りにて打也、但歩行を定べし。
- ③ 一 田畑いかやうの願にても横と縦と二竿に打申候、但し縦を先にうたせ、其眞中ほどを十文字になるやうに横竿をうつ也、是非二竿になりかさぎ事あらば、縦横の外に其歩ばかりを量りて、増歩幾歩と水帳に書事もあり、又なわにて打もあり。
- ④ 一 山畑の檢地は登りざまに打てば歩積多し、くだりざまに打てよし、又山畑などを見分ばかりにて、歩をつもる事なかれ、大きに相違あるべし、但し地の上中下は別にあり。
- ⑤ 一 繩打候節不仕置なれば、ひいき編頗ありて私欲あるもの也、此ゆへにまへかた、なわ組の者にかたく誓紙いたさせしかるべきか、文言さまぐ有べし。
- ⑥ 一 道せまく打詰ては總じてゆるく打ちたるがよし、御料私領ともに反高に應じて、役目あまた懸る物也、此ゆへに繩の詰りたるは百姓困窮する物也、諸事心得其時に至て可^レ有^レ之歟。
- ⑦ 一 繩打のとき巧者をゑらびて筆取に定べし、地の縦横、地主の名、ならびに上中下をあらはして書きては、其砌出合たる百姓やかましく訴訟しげる故、上中下の字を作りてこゝろおほへにばかり書付べし、此外色々の心遣ひ、其時に至て可^レ有^レ之もの也。
- ⑧ 一 竿打せ候はゞ深田へもふみこみ、地心を了簡いたすべし、帳付竿取の役人百姓等にふかく頼まれ、依怙^ネある事あり、随分目をはなさずこゝろを付べし、取分横竿は少しの延ちぐめにて大きに相違ある者也、少も油斷不^レ可^レ有^レといへり、其外雨降、風ふき、毛の上の檢地心得可^レ有^レと也。
- ⑨ 一 田畑當分地面せまく候とも、外に荒間或は銀山などありて、しだいに廣く成地も有べし、又今廣く候とも山類^{ふみ}水損などにて、次第にせばまる田地も有べし、又當分上地なりとも末々は林藪などにおされ、或は日影などになる地抔も有べし、尤中下の所にてても年を追て上地になる所も有べし、かやうの所にもよくく氣を付け進退有べしと云へり
- ⑩ 一 田畑の檢地は大方右のごとし、其外何檢地にても、微細に歩をつもるときは各別也、算法并に規矩のかね、委細は算組^{さんそ}に見へたり。

林之事

(中略)

檢地仕様

- ① 一 郷村の能なるも悪くなるも、百姓の身上好く成もあしくなるも、檢地の仕やうなり、たゞ檢地水帳は五十年も百年も三百年も五百年も後々末代までも、此水帳にて高を結び年貢役等まで仕るべし、然ば檢地の仕やう悪しく、たとへば壹反三百歩のものを間違、貳百七拾歩も有^レ之様に繩を入れ、又は上中下の位違、年貢不足の時は其作百姓身上つぶし候、末々まで數人の百姓身上つぶし、其一類のもの歎悲迷惑仕、其報ひ天罰のほど不^レ可^レ二勝計^{あけはかる}一、しかれば繩打は大事のもの也、依^レ之檢地の仕やう有増記^レ之。
- ② 一 繩打一組に大體四人を以有^レ之もの也、其頭をする者檢地の仕やう不鍛鍊にては、よろづさし引ならざる者也。
- ③ 一 郷村を請取其村へ入、まづ郷境ひを見廻り高何百石の所、田畑屋敷共に何拾丁有^レ之と大積りを見分いたし、扱又上中下の場所を念入れ見分仕り、繩を打もの也。
- ④ 一 上中下の位を付候に、土の見やう、毛の上にて見やう、屋敷廻り又は野田山田色々巧者入る事也、屋敷廻りに下田あり、野田又は郷はづれにも上田あり、此段書面に畫しがたし。

⑤一 上中下の位を付るに頭の心持段々あり、先跡々の上中下の反帳を書立、今度の上中下の反帳をば何ほど出候か、又は引込候かと大積りを勘定いたし、扱頭脇等を以、見合と引合考いたし、上中下の位を作るが大體也、然れども跡々の上中下の位よりも可^レ有^レ之候、又跡々の上中下の位より引込も可^レ有^レ之、此ときは頭脇ならびに竿とりにも相談いたし、正路に仕儀肝要也、此詮義なしに上中下の位を付、高過分に出候よし、又は過分に引込候時は、帳奉行のかたより穿さくにあひ、行當り迷惑仕る事可^レ有^レ之、畢竟頭の分別また巧者の入る事也。

⑥一 上中下の位を付候に、用水場の田と早損場の田と此見分を以、上中下の位然るべき也、たとへば早損場の田あま次よきよき時は、毛の上よく出来候もの也、用水の場雨しげき年は田ひえ候て、出来あしき年も可^レ有^レ之、これも考がへに入る事也。

⑦一 下田も能作人のこゑをおほく入、草をよく取、よき苗を植へ、よき種物を蒔候得ば、上田のごとく能作毛に作るもの也、又上田もこゑをいれず、草おもさいくとらず、鍬入おも細々仕らず、苗、種物のあしきを植候得ば作毛あしき者也、しかれば毛の上にての上中下の位分明ならず候やうなる義、見分巧者入ることなり。

⑧一 頭脇並に竿取り巧者にて能者斗りは無^レ之ものにて候、不巧者なる者は巧者なる者に能々問聞、または百姓に成とも、誰に成とも、檢地の仕やう能々問候て繩打候が能く候、不巧者にて巧者ぶりに仕繩を入候に付、殊の外檢地を緩く打もあり、又殊の外切詰て強く打、百姓迷惑仕るやうに繩を入るもあり、此考へ中々書面に盡しがたき也。

⑨一 繩を打候に朝と晩と、雨風のときと、深田淺田の所と、段々うちやう有^レ之者也。

⑩一 山田鹽入場野放れ地生のあしき田畑は、竿の入やう少しゆるく打もの也、上田又は屋敷廻りの如く切詰て、強く打候ては作人迷惑するもの也。

⑪一 田畑ともになりのあしきには竿の入やう有^レ之、竿の入やうしらずして繩を打候ては、善惡違ひ有^レ之もの也、なりの悪しき田おぼえ廻りく、兩方より見分候て竿を入るゝもの也。

⑫一 田畑により長き所を打候て、何拾間よばるゝときの聞ときちがい、または帳のつけ違有^レ之もの也、間數帳に書付る時、二度三度も能々聞とゞけ付べき事。

⑬一 立繩は少し違候ても苦しからず候、横なわは少し違候ても、長にかゝり過分の違ひになるもの也、然るうへは横なわをば、その一組の頭か、巧者なるもの打もの也。

⑭一 竿取の打やう悪しく候得ば過分は違あり、殊に初心なるもの竿取の時は、跡より又つぎ竿にて改、又田畑うち仕廻ひ、宿へ歸り候ても少しも隙無^レ之に於ては、初心なる竿取おぼえ幾度も五拾間六拾間の場をうたせつぎ竿にて改吟味仕候へば、日數を重ねて右の詮義にて、初心なる竿取も後には能くなり違ざるもの也、萬事頭の心得詮義吟味肝要也、一日に二三度ほどつぎ竿をいたし改め、違ひ無^レ之やう大事にいたし念入るべき事。

⑮一 何事にも入る事に候得共、檢地の時腹立ざる行を仕り然るべき也、腹を立て候て繩をうち候得ば、殊の外過不及の違ひ有^レ之べし、此段は書面盡しがたし、口傳有^レ之、腹を立て候てはこゝろも混亂違有べき義は、面々の考にも可^レ有^レ事。

⑯一 公儀よりの檢地は正路なる儀第一也、其上諸人の手本になるものに候間、成ほど念入れなわ打に申付らるべし、下々に至るまで百姓に何にても非義成事申かけず、面々制しならびに法度書の通り、慎み肝要也。

⑰一 名主ならびに宿などの田畑おぼえ、緩くうつも有^レ之べし、又小口をも利き、面くせ悪き小百姓などの田畠をば、強く打もの有^レ之べし、是頭よりのしめし肝要也。

⑱一 繩打は急ぎ候得ば必違有^レ之もの也、いかにもしづかにこゝろをゆるやかにもち、人よりたとへ一日二日打しまひ候とも、大切の檢地に候間、成るほど念入らるべき也。

⑲一 野帳上中下を付候時、こゝろ覺へをいたし、一郷のしめ仕候時上多き時は、中になおし、下すくなき時は中を下^{金目}直し、野帳を以、さし引仕るやうに心おぼへ仕るべき歟、左なく候得ば一郷のしめ仕候時、行當る事可^レ有^レ之、これは大事に存じ、心を付ると付ざると、念を入ると入ざるとの二つなり、頭の分別事一也。

⑳一 繩を入檢地仕候得ば田畑廣き迫せまきもなく、上中下の位違わぬやうに、扱又一郷の百姓年貢役等までも損失なく、萬正路に可^レ有^レ之ため也、然る所に不巧者の繩打組し、又はおこりいかり無慈悲の人與し、氣あらなる仁が其上念入らずして、百姓歎、郷村も悪く成候やうにいたされ候得ば沙汰の限りなり。

㉑一 檢地の時は末代のために候間、道堀のせばきを少し廣く仕度など申、ならびに林など道川すぐに

仕度と、所々名主百姓訴訟申におゐては、せんさをく遂げ、其分竿を除くもの也。

②一 旱損場有^レ之溜池仕度と申か、又は水いかり場有^レ之所、落し堀川除など有^レ之所は、見分のうへ詮義を遂げ、所の代官手代に以來相違なきやうに急度申渡除くもの也。

③一 片さがり畑中にも、北向などは立毛出來かね申ものに御座候間、上の場成とも中下に仕る物に候、但し所によるべし。

④一 上中下の位付に、眞土と野土と砂地と段々巧者の入事也、高見のそり畑と、ひき^レ所の濕汁み、こゝろ持有事。

⑤一 田の中の嶋島こゑ汁も引、人馬通ひも悪く、作毛も悪く有^レ之物に候所には、より申すべく候得共、先此考へ有^レ之べし、但し人居近、大きなる嶋田は、中にも上にも見分しだい、大方は下畑たるべし。

⑥一 南に森をうけ候か、又は屋敷廻りにても、竹木盛り日影の處は、田畑共に耕作出來かぬる者に候、たとへ上田のならび候とも見合、中にも下にも打もの也。

⑦一 新田場有^レ之て、田の中に百姓屋敷を構へ居申者は、廻りに木竹をも植、屋敷構も仕物に候間、見斗い少しも繩をゆるやかにうつ物也、屋敷の檢地つまり候得ば、以來百姓あり付かぬるもの也。

⑧一 屋敷檢地之儀、廻りの竹木しげるに、又は竹などもはへ出申ものに候間、是又少しはゆるみを打もの也、右同斷。

⑨一 檢地打初てより其日うち候をば帳に付、たとへ夜ふけ候共、野帳にて其夜のうちに歩掛、上中下のひろい、田畑の寄をもいたし反高を見、其日ぎりに埒を明けしかるべく候、一日油斷いたし候得ば、上中下の頭付の心覺もわすれ、其上毎日の帳どもかさなり候得ば、二三日も四五日も其村に逗留いたし、又は過不足田畑上中下のあんびおちつかず、迷惑いたすもの也、きのふうち候おぼ今日清帳出來し、其清帳にてよみ合、ひろい、念を入致、野帳と相違なく上中下の位おぼ不^レ付候て、村中百姓を呼寄、その清帳を百姓に渡し、奉行を付談合いたさせ、歩違間違名違所付の違有^レ之也と相尋、若違候處も候はゞ僉義をとげなをし申べく候、自然徒なる百姓違の無^レ之を相違有^レ之と申出候はゞ、前かど急度申斷り、若違無^レ之候はゞ、曲事申付べきむね申わたし、其上改め違目候はゞ直すものなり、清帳百姓に見せずして、帳仕立帳奉行の方へ違し村を立候あとにて、違目候得ば百姓迷惑仕、繩打衆のあとをしたい、遠所にも訴訟申すものに御清帳極り候間、帳奉行へわたり高帳きわまり候得ば、百姓も永代迷惑、仕繩打衆も不詮義になり、かさねて改め繩入候は大切之儀に候間、まへかど右の考へ可^レ然事也、右之條々檢地之内晝夜心に懸、萬事無^レ油斷^二慎み肝要也。

四 民 格 致 重 寶 記 之 跋

蓋し此書の旨、生而無^レ益、死して徳の殘る事無^レ則は、徒に木石の朽琢るに似たり、故に數年心にたくわへし業を述る事、是皆平昔勤勞之諸士諸役の間に、周還而集て又我管見を交、大成すと、言乎未だし、世の廣き事業是已に止まらじ。

公務の隙に遺漏を集て續書と成べしと思ふ事然り爾、于^レ此正光序を成す、始有は終有べし、故に自
此書の跋、神尾氏^{包高}自書。

于時享保辛寅²七年十二月十五日

(下略)

1) 「本書は四民の二字を書名に冠しあるも、その實は農事に關係の役人等、即ち代官、手代、村役人其の他一般農民の心得方を説きたるものにして、(中略) 地方に關する事項を記述したるものなり、大體は地方凡例録、地方落穂集の類にてソレ等は皆相當に大部冊にして内容も比較的豊富なれども、本書は甚だ不完全にして、惟コレばかりにては餘り多大の價値を有せざれども、此の類の地方書中にて最も古きものゝ一にして、參考に資すべきこと鮮少にあらざるが故、特に之を茲に採收したるなり、曾て**本多利明**が其の著**西域物語**の中に「**神尾氏が曰く、胡麻の油と百姓は絞れば絞る程出る物也**と云へり、不忠不慈云ふべき様なし」と(明治二十一年東京日々新聞社出版西域物語下卷六十三頁)評したるは著名の事實であるが、此の神尾氏は本書の著者包嵩其人にあらざるか、姑らく記して識者の示教を仰ぐ、但本書中には此の妖説を記し居らず。(中略) 本書の底本とせるは余の收藏に係はる古寫本にして、ソレには包嵩の著作の如く記するしあるも、事實は明白ならず、併し何れにしても、享保年間の地方巧者であつた**神尾氏一門の人の手中に成りしものなることは疑ひなからず**。(中略) 大正十二年六月 瀧本誠一「瀧本誠一『續日本經濟叢書』第二卷(大正十二年、大鏡閣) 解題五頁〜六頁・同一七頁・二八〇頁〜二八二頁・二八六頁〜二九三頁

尚、この「胡麻の油と百姓…」云々を放言したとされるのは、時の八代將軍吉宗(享保元(1716)年8月〜延享2(1745)年9月まで同職)の頃、老中を務めた松平左近將監乘邑(享保8(1723)年4月〜延享2(1745)年10月まで同職)配下、勘定奉行「**神尾若狭守春央**」(元文2(1737)年9月〜宝曆3(1753)年5月まで同職)その人である。辻達也『NHK文化セミナー・歴史に学ぶ 徳川吉宗とその時代』(1995年、日本放送出版会) 194頁〜199頁、北島正元編『政治史II』体系日本史叢書2(昭和44年、山川出版社) 230頁〜232頁、朝尾直弘『宇野俊一』田中琢編『日本史辞典』(1997年、角川書店)

2) 享保七(1722)年の干支は「壬寅」(じんいん、みずのえ・とら)である。

※ 右条目中の**返り点**(レ)を一部加入し、**漢字**(異体字)を一部変更、或は改めた箇所がある。又、解題文字の体裁(強調)及び各条目前の符号(檢地之事①〜⑩・檢地仕様覺①〜⑳)、並びにルビの(ママ)・(空白)は拙職が加入した。

※ 平成二十二年五月十八日 金子和也写